

農地区分及び許可方針

農地区分	該当する農地	許可方針
農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、市が定めた農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内にある農地。	原則不許可。 農業用施設などを設置する場合は許可。
第1種農地	集団的な農地（概ね10ha以上）の区域内にある農地、または土地改良事業等の農業公共投資の対象となった農地。（金光町八重・占見新田・地頭下地区の一部及び寄島町の畑地かんがい施設の受益地が該当。）	原則不許可。 市街地に立地することが困難な施設を設置する場合などは許可。
第2種農地	市街化が見込まれる区域内、または農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の区域内にある農地。	原則不許可。 他の土地に立地できない場合は許可。
第3種農地	市街地化の傾向が著しい区域内にある農地	原則許可。

※農地転用の面積が4ha以上の場合、許可権者は県知事となり、許可に際しては農水省との協議を伴います。